

平成 2 5 年 3 月
防 衛 省

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

航空機騒音に係る環境基準について（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 5 4 号）の一部改正により、航空機騒音に係る評価指標が加重等価継続感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されることに伴い、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成 1 9 年防衛省令第 1 1 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 再編関連特定周辺市町村の範囲に係る音響の影響度の値及び音響の影響度の算定方法を時間帯補正等価騒音レベルによるものに改めること。（第 1 条及び第 2 条関係）
- (2) 再編交付金の額の算定のための交付点数に係る事項のうち、音響の影響度の値を時間帯補正等価騒音レベルによるものに改めること。（第 3 条関係）
- (3) 施行期日及び必要な経過措置を定めること。（附則関係）

3 公布及び施行期日

公布：平成 2 5 年 3 月 2 9 日

施行：平成 2 5 年 4 月 1 日